

改正後	現 行
⑳ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の㉑の規定を準用する。 ㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の㉒の規定を準用する。 ㉒ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の㉓の規定を準用する。 ㉓ 緊急時受入加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉔の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。 ㉔ 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 5 の集中的支援加算については、2 の(5)の㉕の規定を準用する。 ㉕ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13 の<u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u>については、2 の(1)の㉖の規定を準用する。 <u>(2) の 2 就労選択支援サービス費</u>	⑳ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の(6)の㉑の規定を準用する。 ㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の㉒の規定を準用する。 ㉒ 就労移行支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、2 の(6)の㉓の規定を準用する。 ㉓ 緊急時受入加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 4 の緊急時受入加算については、2 の(6)の㉔の規定を準用する。ただし、報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算を算定する場合は、当該緊急時受入加算は算定できないこと。 ㉔ 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の 5 の集中的支援加算については、2 の(5)の㉕の規定を準用する。 ㉕ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>の取扱いについて 報酬告示第 11 の 13、<u>14 及び 15 の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</u>については、2 の(1)の㉖の規定を準用する。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
① <u>就労選択支援のサービス費について</u> <u>就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。</u> <u>指定就労選択支援事業者は、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとする。また、指定基準第173条の7及び第173条の8第1項に定めるもののうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、当該利用者に対する就労選択支援の基本報酬は算定できない。ただし、利用者の責めに帰すべき事由により未実施の事項がある場合はこの限りではないものとし、実施できたところまで基本報酬を算定して差し支えない。</u> <u>報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。(利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。)</u> ② <u>特定事業所集中減算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の2の1の注7の特定事業所集中減算については、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」)</u>	

改 正 後	現 行
<u>という。)第31号及び以下に定めるところによる。</u> <u>(一) 判定期間と減算適用期間</u> <u>就労選択支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者を対象に、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の就労選択支援のすべてについて減算を適用する。</u> <u>① 判定期間が前期（1月1日から6月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。</u> <u>② 判定期間が後期（7月1日から12月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。</u> <u>(二) 判定方法</u> <u>事業所ごとに、当該事業所において判定期間に就労選択支援の利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び基準該当就労継続支援B型につながった件数をそれぞれ算出し、就労移行支援等それぞれについて、移行した人数が多い法人(以下「移行率最高法人」という。)が占める割合を計算し、就労移行支援等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。</u> <u>(具体的な計算式)</u> <u>事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算</u> <u>当該サービスに係る移行率最高法人につながった利用者数÷当該サービスにつながった利用者数</u> <u>(三) 算定手続</u>	

改 正 後	現 行
<u>判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての就労選択支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において5年間保存しなければならない。</u> <u>ア 判定期間において就労選択支援の利用が終了した利用者の総数</u> <u>イ 就労移行支援等のそれぞれにつながった利用者数</u> <u>ウ 就労移行支援等のそれぞれの移行率最高法人につながった利用者数並びに移行率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名</u> <u>エ (二)の算定方法で計算した割合</u> <u>オ (二)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由</u> <u>なお、上記の書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象とすること。（そのため、移行先が決まっていない利用者については、少なくとも就労選択支援の利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。）</u> <u>(四) 正当な理由の範囲</u>	

改 正 後	現 行
<u>(三)で判定した割合が 80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県に提出すること。なお、都道府県が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県において適正に判断されたい。</u> <u>ア 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合</u> <u>(例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援 A 型について 80%を超えた場合には減算が適用される。</u> <u>(例) 就労移行支援事業所として 4 事業所、就労継続支援 A 型事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援 A 型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。</u> <u>イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合</u> <u>ウ 判定期間において就労選択支援の利用を終了した利用者のう</u>	

改 正 後	現 行
<u>ち、それぞれのサービスにつながった件数が5件未満であるなど、サービスの利用が少数である場合</u> <u>(例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が平均5件、就労継続支援A型が位置付けられた計画件数が平均10件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。</u> <u>エ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合</u> <u>(例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。</u> <u>オ その他正当な理由と都道府県が認めた場合</u> <u>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の2の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</u> <u>④ 高次脳機能障害者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の2の3の高次脳機能障害者支援体制加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</u> <u>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の2の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</u>	

改 正 後	現 行
⑥ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 2 の 5 の食事提供体制加算については、2 の(6)の④の規定を準用する。</u> ⑦ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 2 の 6 の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> (一) <u>福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であること。</u> <u>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三)において同じ。)</u> (二) <u>福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であること。</u> (三) <u>福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</u> <u>2 の(5)の④の(三)の規定を準用する。</u> ⑧ <u>欠席時対応加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 2 の 7 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。</u>	

改 正 後	現 行
⑨ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 2 の 8 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑩の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑩の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑩の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2 の(7)の⑩の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。 ⑩ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 2 の 9 の送迎加算については、2 の(6)の⑩の(一)から(五)までの規定を準用する。 ⑪ <u>在宅時生活支援サービス加算について</u> (一) <u>報酬告示第 11 の 2 の 10 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅において支援を受けることを希望する者であって、かつ、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める者に対し、当該就労選択支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、居宅での利用者の生活に関する支援を提供した場合に加算する。</u> (二) <u>報酬告示第 11 の 2 の 10 の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労選択支援を居宅で利用する際に、支援を受けなければ居宅での利用が困難な場合に加算する。</u> ⑫ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 2 の 11 の福祉・介護職員等処遇改善加算について	

改 正 後	現 行
<u>は、2の(1)の⑩の規定を準用する。</u> (3) 就労移行支援サービス費 ① 就労移行支援サービス費について （一）就労移行支援サービス費の区分について ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）した日の前日（通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日）まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。 通常の実業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。 また、就労移行支援サービス費（Ⅰ）は、利用定員及び利用定	(3) 就労移行支援サービス費 ① 就労移行支援サービス費について （一）就労移行支援サービス費の区分について ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合若しくは指定就労移行支援事業所とは別の場所で行われる就労移行支援を提供した場合（1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この①において同じ。）した日の前日（通常の事業所に雇用されており、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援を受けた利用者については、当該就労移行支援の終了日）まで算定が可能であること。なお、利用者が就職した後の就労移行支援の取扱いについては、就労系留意事項通知を参照すること。 通常の実業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについても、就労移行支援の利用が可能であり、就労移行支援を利用する場合の利用条件については、就労系留意事項通知を参照すること。 また、就労移行支援サービス費（Ⅰ）は、利用定員及び利用定